

「令和2年度県政運営の基本的考え方（案）」に寄せられた意見の概要と意見に対する県の考え方

1 意見の募集期間 令和元年9月13日（金）～ 令和元年10月2日（水）

2 提出された意見の件数 2件（意見者数2人）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	<p>県内企業では人手不足が深刻である。若者の県内定着・回帰や高齢者・女性の活躍を強力に進めるなど、人材確保の観点からの取り組みが必要ではないか。</p>	<p>人手不足への対応につきましては、施策の展開方向1②に「若者の定着・回帰の促進」、1③に「国内外の多様な人材の誘致」を掲げ、働き手となる世代の県内定着や県内への呼び込みを図る各種の取組みを推進することとしております。</p> <p>併せて、県民総活躍の観点から、施策の展開方向2③に「県民誰もが活躍できる環境の整備」を掲げております。高齢者や女性をはじめ、県民誰もが意欲と能力に応じて様々な分野で活躍できるよう、例えば、短時間勤務などを実施している企業と潜在的な人材とのマッチングの仕組みを充実させるなど、多様な人材の確保・活躍に向けた取組みを推進していくこととしております。</p> <p>人口減少が進行するなか、人材確保に向けた取組みは重要性を増しており、今後も様々な施策を展開してまいります。</p>
2	<p>県内では空き家が加速的に増えている。周辺住民も安全面で不安であり、早急に取り組むべき課題ではないか。</p>	<p>本県でも空き家は年々増加しており、地域活力の低下や周辺の居住環境の悪化が懸念されております。こうした中、施策の展開方向5④「活力ある地域の形成」を掲げ、人口減少下においても都市や中山間地域などそれぞれのエリアの特色に合わせて、地域資源を活用した振興策に取り組んでいくこととしております。</p> <p>空き家の利活用は、その中でも主要なテーマの1つであり、例えば、県土整備部では、平成31年2月に「総合的な空き家対策推進マニュアル」を策定し、市町村とも連携しながら、空き家の掘り起こしと利活用ニーズの把握によるマッチングを進めるなどの取組みを行っております。</p> <p>また、空き家対策は、地域の防犯や安全対策の面からも課題となっておりますので、引き続き、必要な対応を行ってまいります。</p>